

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる。

令和4年1月31日

阪南市長 水野 謙二

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
阪南市下出167番1 外
オークワわくわくシティ尾崎店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社オークワ
代表取締役 大桑 弘嗣
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)
800台（全体収容台数843台（うち小売店舗用800台、従業員用43台）
(変更後)
497台（全体収容台数681台（うち小売店舗用497台、従業員用184台）
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)
6箇所（うち、出入口4箇所、入口専用1箇所、出口専用1箇所）
(変更後)
3箇所（うち、出入口1箇所、入口専用1箇所、出口専用1箇所）
- (4) 変更する年月日
令和4年9月12日

2 届出年月日

令和4年1月11日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間
令和4年1月31日から令和4年5月31日まで
- (2) 縦覧の場所
阪南市尾崎町35番地の1
阪南市役所未来創生部まちの活力創造課

4 意見書の提出先

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
(TEL (072)471-5678)
阪南市役所未来創生部まちの活力創造課